# 保育人材育成へ

# 子育て支援員 どうなる

## 女性の意欲 引き出す工夫を

主婦らに研修を受けてもらい、保育の現場で活躍してもらう。国がそんな方針から「子育て支援員」の制度を打ち出した。女性の社会参加を後押しし、不足しがちな人材を確保する狙いという。内容と課題に迫った。

**【どんな仕組みなの？】**

「子育て支援員」は、成長戦略の検討過程で、5月に打ち出された。子育て支援に関わる様々な役割の人を増やすための総合的な仕組みだ。主婦らを対象に自治体が全国共通の研修を実施し、修了したら支援員として認定する。この認定は他の自治体でも通用し、ある意味、新しい「資格」といえる。

制度には2つの背景がある。一つは2015年度から新しい子育て支援制度が始まること。待機児童の解消を目指して、19人以下の子どもを預かる「小規模保育」など新しい保育サービスが大幅に増えるほか、自治体が地域の実情に合わせて行う支援サービスも充実する。国家資格である保育士以外の人も担い手として想定しており、その人材を育てる狙いだ。

もう一つは「女性の活躍推進」だ。担い手は女性に限られるものではないが、研修が各地で行われるようになれば、社会参加したい人が一歩踏み出す後押しになる。子育て支援員になった後、保育士などを目指しやすくする仕組みも検討するという。

具体的な研修内容は今後、専門家による検討会を設けて詰める見通しだ。

**【働く場は増えるの？】**

活動の場として想定されている範囲は広い。住民同士の有償ボランティア活動であるファミリー・サポート・センターで子育て家庭を支援することや、小学生を学校などで預かる学童保育の補助も盛り込まれている。

女性の活躍支援に位置付けられているが、就労機会の拡大として考えた場合には課題が山積する。例えば、今後、増えていく見込みの小規模保育で働く場合だ。一部の小規模保育では、保育士と、研修を受けた子育て支援員が一緒に働くことができる。

「子どもから見れば保育士も子育て支援員も同じく先生。しかし、新制度では保育士でない人の年収はフルタイムで200万円弱しか見積もられていない。子育て支援員を多く養成するのは、ワーキングプアを増やすだけだ」。政府の「子ども・子育て会議」の委員で、病児保育などを手掛けるNPO法人フローレンス代表理事の駒崎弘樹さんは厳しく指摘する。

「それより、年1回の保育士試験の回数を2回に増やすなど、保育士を目指しやすくする仕組みこそ必要」と駒崎さん。「そもそも保育分野を幅広く一つの研修で、としている時点で、実態が分かっていない。きちんとした研修が必要なだけ本当にできるのか疑問だ」と話す。

保育園を考える親の会の普光院亜紀代表は、保護者の立場から制度に疑問を呈する。「小規模保育で働く保育士資格がない人にしっかり研修をすることが大事なのに、子育て支援員という漠然とした資格を設けることで、広く浅い研修になってしまわないか。預ける側の保護者にとっても『全員が有資格者です』と言われかねず、分かりにくくなる」と懸念する。

**【子育て支援を目指す人に必要な心構えは？】**

地域の人材を掘り起こし、女性の社会参加につなげようという試みは、これまでも様々な形で行われてきた。

NPO法人あい・ぽーとステーションは約10年前から東京都港区や千葉県浦安市などと共同で、地域の子育て支援の人材を養成してきた。自治体独自の一時保育サービスなどの担い手になったり、さらに研修を受けて家庭的保育者（保育ママ）や、子育て家庭の相談に乗る利用者支援の担当者になったりする人もいる。

「保育士だけでは担えない子育て支援がある。行政と緊密に連携してきめ細かく専門的なカリキュラムを組み、バックアップの講座も充実させている。そこまでして初めて人材が育つ」と代表理事、大日向雅美さん。大事なのは学び続けられる環境を整えることだという。

6月上旬、あい・ぽーとの子育てひろば（港区）で斎藤洋未さん（57）と大村京子さん（47）とが読み聞かせをした。2人とも専業主婦から人材養成の講座を受けた人だ。

斎藤さんは、ひろばや保護者の自宅での一時保育などの担い手として経験を重ね、13年からはあい・ぽーとの人材養成担当の職員にもなった。「育児経験があるから保育ができるというものではない。プロとしての責任感が必要」と話す。

大村さんは13年に保育士の資格を取り、保育所でも働き始めた。「子どもが小さかったとき、周囲に手助けしてくれる人がおらず苦労した。自分の支援活動を見て、自分もやりたいと言ってくれる人がいる。それが励みになる」

子育て支援員の仕組みが、意欲ある人がこの世界に飛び込む間口を広げる役割を果たせるか。丁寧な制度設計が必要だ。

（編集委員　辻本浩子）
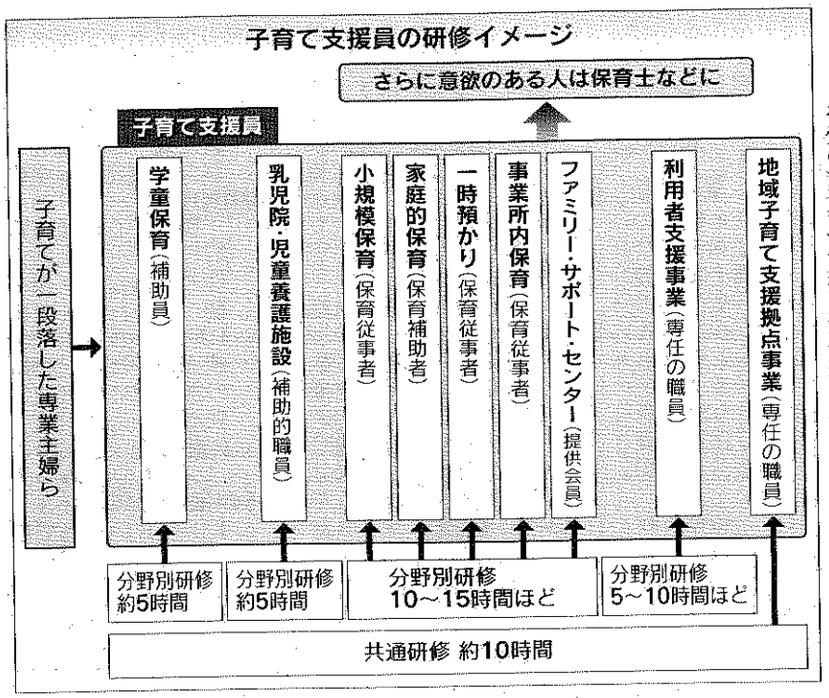
主婦から子育て支援の世界に飛び込んだ斎藤さん㊨と大村さん